

発議案第2号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成29年3月10日

木古内町議会 議長 又 地 信 也

記

委員会名	調査事件
総務・経済 常任委員会	1. 町民課 ・放課後児童健全育成事業（学童保育）について（現地調査） 2. 教育委員会 ・木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について 3. 総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について
議会運営 委員会	1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について 2. 議長の諮問に関する事項について